

行政改革の新たな取組事項について

1 趣旨

本県の行政改革に係る取組については、「青森県行政改革大綱」（平成16年12月策定）に基づき、「青森県行政改革実施計画（平成16年度～平成20年度）」において、215項目にわたる実施事項とその実施工程1,361件（新規実施637件、継続実施724件）を計画し、これまで鋭意取り組んできた結果、平成18年度末までに新規実施に係る実施工程637件の約94%が処理できる見込みとなるなど、行政改革の取組は着実に進展しているところです。

しかしながら、本県の行財政は依然として厳しい状況にあり、自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立に向け、行政改革をより一層徹底・加速していく必要があります。また、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）においても、各地方公共団体に対し更なる行政改革の推進が求められているところです。

以上のことから、本県の行政改革を一層推進する取組として、平成19年度以降の実施計画に基づく取組について早目早目に取り組むほか、既定の実施事項の取組内容の拡大や新たな取組事項の掘り起こしなど、県行政全般にわたり積極的に見直し等の検討を行い、行政改革の新たな取組事項に取り組むこととするものです。

2 行政改革の新たな取組事項

全庁的な掘り起こし等の実施により、今後2年間で取り組むこととした行政改革の新たな取組事項は別紙に掲げるとおりです。

3 今後の対応

上記2に掲げる行政改革の新たな取組事項の実施に当たっては、行政改革実施計画の所要の見直しなどを行い、取組を進めます。

また、2に掲げる取組事項のほかにも、引き続き見直し等の検討を進め、実施に移していきます。

(別 紙)

	取組事項	概 要
「自主自立の青森県づくりを支える行政基盤の確立」関連		
1	公会計の整備の推進	国の動向を踏まえ、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入による公会計の整備について検討する。
2	資産・債務管理の推進	国の動向を踏まえ、資産・債務の状況等の総点検及び未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策の策定について検討する。
3	出先機関の総務関係業務の集約化	出先機関の総務関係業務の効率的執行等を図るため、合同庁舎単位等で、各出先機関の契約・支払といった財務事務をはじめとする総務関係業務等を集約化する。
4	庁舎・県有施設の利用調整の推進	廃止・遊休施設の活用及び庁舎等の集約・複合化について、全庁横断的に調整を進めるとともに、利用調整により不用となった施設等について、積極的に売却を進める。
5	職員公舎のあり方等の見直し	職員公舎のあり方を抜本的に見直すとともに、老朽化のみならず資産価値等にも着目した存廃の検討を行うなど、公舎の集約・売却等を積極的に推進する。
6	行政資料の有償頒布	県の施策に関する計画や報告書、各種白書など県が作成する刊行物について、有償頒布を検討する。
7	県主催イベント等へのスポンサー制の導入検討	県主催イベントへのスポンサー制の導入について検討する。
8	都市公園スペースの積極的活用	都市公園の空きスペース等について、商業活動等に有料で貸し出すなど、積極的な活用を図る。
9	県有施設等へのネーミングライツの導入検討	県有施設等へのネーミングライツ ^(1) の導入について検討する。

「県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築」関連		
10	市場化テストの実施検討	公共サービス改革法に定める特定公共サービスに関し、サービスの質の向上や経費節減等を図るため、 <u>市場化テスト</u> (2)の実施を検討する。
11	アウトソーシング商談会(仮称)等の実施による民間委託の推進	民間委託に係る意見・情報交換等を行うアウトソーシング商談会(仮称)の開催や民間企業等からの新規委託に係る企画提案の募集等を行い、県業務の民間委託を一層推進する。

《用語説明》

1 ネーミングライツ

施設などに企業名やブランド名を付与する権利のことで、「命名権」とも呼ばれる。施設設置者は付与した権利の対価を得る。

2 市場化テスト

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律により導入されたもので、従来、法律により国や地方公共団体が直接行うこととされてきた公共サービスについて、官と民との競争等を通じ、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ろうとする仕組み。